

令和7年度償却資産(固定資産税)申告の手引



申告期限 令和7年1月31日(金)

日ごろより、杉戸町税務行政につきましては、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても、課税の対象となります。令和7年1月1日(賦課期日)現在、償却資産を杉戸町内にお持ちの方は、地方税法第383条の規定による償却資産申告が必要です。従来からご申告頂いている方で、令和6年中に資産の増減がなかった方も、増減がなかった旨の申告が必要です。また、町内で事業を営んでいる方で、償却資産をお持ちでない方も、該当する資産がない旨の申告にご協力ください。

なお、この申告にあたり、虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合は、地方税法第385条(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する)及び杉戸町税条例第75条第1項(10万円以下の過料を科す)の罰則がありますので、ご注意ください。

令和6年12月9日

杉戸町長 窪田裕之

償却資産の範囲

<償却資産の例示>

- 第1種 構築物……門・塀・フェンス・側溝・緑化施設等の外構工事、駐輪施設、構内舗装、広告塔(看板)、受・変電設備、予備電源設備、パチンコ器取付台・パチスロ器取付台の島工事等。
- 第2種 機械及び装置……旋盤、溶接機、プレス機、かんな機、印刷機械設備、食品製造設備、コンベヤー、搬送クレーン、ブルドーザ・パワーショベル等(建設用大型特殊自動車等)、冷凍装置、ガソリン計量器、洗車機、機械式駐車設備、業務用クリーニング設備、太陽光発電設備等。
- 第3種 船舶……ボート、釣り舟等。
- 第4種 航空機……飛行機、ヘリコプター、グライダー、空撮用・輸送用ドローン等。
- 第5種 車両及び運搬具……フォークリフト等(建設用以外的大型特殊自動車等)、ターレット式構内用運搬自動車、手押し車等。
- 第6種 工具、器具及び備品……パソコン、自動販売機、陳列ケース、看板(ネオンサイン等)、医療機器、理容・美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POSシステム端末、パチンコ器、パチスロ器、業務用厨房等。

<申告の必要があるもの>

申告が必要な償却資産は、**土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる資産」**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいい、次にあげるとおりです。なお、耐用年数が経過し減価償却済の資産であっても、この申告の対象となりますのでご注意ください。

- (1) 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産。
- (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産。
- (3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産。
- (4) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの。
- (5) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているもの。
- (6) 建物の附属設備[賃借人(テナント)が賃借建物に施した簡易間仕切りや店舗造作等は、賃借人が償却資産申告をしてください。]

<申告の必要がないもの>

- 次の資産は申告の必要はありません。
- (A) 無形減価償却資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権、営業権等)。
 - (B) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等。
 - (C) 少額償却資産(耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、一時に損金又は必要経費に算入したもの)、一括償却資産(取得価額20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したもの)。
 - (D) 平成20年4月1日以降締結された売買扱いとするファイナンスリースによる償却資産で、取得価額が20万円未満のもの。

申告の方法

<提出書類>

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加した資産及び減少した資産について申告してください。
なお、次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		お 願 い
		増加・全資産用	減少資産用	
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書の増加・全資産用紙に「増加資産」のみ記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書の減少資産用紙に「減少資産」のみ記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書の増加・全資産用紙に「増加資産」を、減少資産用紙に「減少資産」を記入してください。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「前年中異動なし」と記入してください。
廃業・解散・移転された方	○	×	○	申告書「18.備考」欄に「廃業・解散・移転」のいずれかと、その「年月日」を記入してください。
本年度初めて申告される方	○	○	×	令和7年1月1日現在所有する「全資産」を種類別明細書の増加・全資産用紙に記入してください。
該当する資産がない方	○	×	×	申告書「18.備考」欄に「該当する資産なし」と記入してください。

※ 申告に際しては、申告書と種類別明細書の **提出用** のみをご提出ください。前年度分実績が印字された種類別明細書は、参考用として送付したものですので提出不要です。

※ 受付日付印が必要な方は、申告書の **提出用** と併せて **控用** も提出いただければ、**控用** に受付日付印を押印したうえで返却いたします。郵送での提出の場合は、返送先を明記した切手付き返信用封筒を同封していただきますよう、お願いいたします。

電子申告について

償却資産申告は、地方税ポータルシステム(eLTAX/エルタックス)により電子申告でも行うことができます。会計ソフトウェアのデータを活用できるだけでなく、印刷や郵送、来庁のお手間を省略することができます。電子申告の利用方法については、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

翌年度の申告用紙の送付について

償却資産申告の電子化・電算化に伴い、下記の方法でご提出いただいた場合は申告用紙の送付は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

- ① eLTAX により電子申告でご提出いただいた場合
 - ② 会計ソフト等で作成された申告書でご提出いただいた場合
- 申告用紙や種類別明細書、申告の手引は、町ホームページ (<https://www.town.sugito.lg.jp/>) 内の税務課資産税担当のページに掲載してありますので、ダウンロードしてご利用ください。
※なお、①については、eLTAX にてプレ申告データをお送りいたします。

提出先 〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号
郵送提出の場合は受付の都合上、宛先の脇に **償却資産申告書在中** と朱書きしてください。
問合せ先 杉戸町 税務課 資産税担当 電話 0480-33-1111 内線245・246

※記載例は裏面にあります。